

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 29年 9月 1日

申請者 氏名又は名称 馬木工業株式会社

住所 大阪市阿倍野区昭和町1丁目3番9号

代表者氏名 馬木 秀

電話番号 06-6622-5620

FAX番号 072-977-8143

メールアドレス h.umaki-kogyo@triton.con.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 29年 9月 1日

申請者 氏名又は名称 馬木工業株式会社
住 所 大阪市阿倍野区昭和町1丁目3番9号
代表者氏名 代表取締役 馬木 秀



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ名 氏	フリガナ名 氏
代表取締役 ウマキ ヒズル 馬木 秀	
取締役 ウマキ トオル 馬木 亨	
取締役 ウマキ フミコ 馬木 富美子	
監査役 ウマキ ユカコ 馬木 有加子	
事業の範囲	給排水衛生設備工事 排水設備工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	馬木工業株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 〒582-0020 住所 大阪府柏原市片山町 I-6 電話番号 072-977-8267 FAX番号 072-977-8143 メールアドレス h.umaki-kogyo@triton.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
馬木 秀 吉岡 雅仁	第 37941号 第 203059号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

平成 29 年 9 月 1 日、現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
水圧テストポンプ	テストポンプ		3台	
加工用器具	小道具類		1式	
接合用器具	ネジ切機		1台	
	ハンマードリル		1台	
	電工ドラム		1台	
接合用器具	パイプレンチ他		1組	
	水中ポンプ		1台	
	スタッフ(箱尺)		1本	
水圧テストポンプ	自記録水圧計		1台	
	ハツリ機・サンダー		各 1台	
	スコップ		1丁	
	仕切弁ハンドル		1丁	
接合用器具	締付工具(パイプレンチ)		1式	
切断用器具	切断工具		1式	
	止水栓廻し		1丁	
接合用器具	面取り器		1ヶ	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 29年 9月 1日

申請者

氏名又は名称	馬木工業株式会社
住 所	大阪市阿倍野区昭和町1丁目3番9号
代表者氏名	代表取締役 馬木 秀 印



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪市阿倍野区昭和町一丁目3番9号
馬木工業株式会社

会社法人等番号	1220-01-020775	
商号	馬木工業株式会社	
本店	大阪市阿倍野区昭和町一丁目3番9号	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和54年5月14日	
目的	1. 水道工事 2. 給水、排水管工事 3. 衛生工事及び空調設備工事 4. 土木工事 5. 不動産の賃貸及び管理業 6. 前各号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	24万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 6万株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
資本金の額	金3000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 馬 木 秀	平成25年 7月31日就任
	取締役 馬 木 富 美 子	平成25年 7月31日就任
	取締役 馬 木 亨	平成25年 7月31日就任

大阪市阿倍野区昭和町一丁目3番9号
馬木工業株式会社

	大阪府柏原市国分本町六丁目7番14号 代表取締役 馬 木 秀	平成25年 7月31日就任
	監査役 馬 木 有 加 子	平成25年 7月31日重任
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する 事項	平成25年11月13日大阪府柏原市片山町1番6号から本店移転 平成25年11月14日登記	

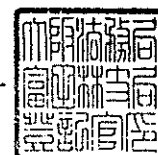
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局管轄)

平成29年 8月29日

大阪法務局富田林支局
登記官

山 高 栄 一



定 款

(商 号) 馬木工業株式会社

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、馬木工業株式会社 と称する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 水道工事
2. 給水、排水管工事
3. 衛生工事及び空調設備工事
4. 土木工事
5. 不動産の賃貸及び管理業
6. 前各号に附帯する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を 大阪市 に置く。

第 4 条 (公告の方法)

当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は 24万 株とする。

第 6 条 (株券の発行)

当社の株式については、株券を発行する。

- 2 当社の発行する株券は1株券、10株券、100株券、500株券及び1,000株券の5種類とする。

第 7 条 (株式の譲渡制限)

当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第 8 条 (相続人等に対する売渡しの請求)

当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

第 9 条 (募集株式の発行)

募集株式の発行に必要な事項の決定は、株主総会の特別決議によってする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
- 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法 202 条 1 項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

第 10 条 (株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて会社に提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

第 11 条 (質権の登録及び信託財産の表示)

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第 12 条 (株券の再発行)

株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- 2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印のうえ提出しなければならない。

第 13 条 (手数料)

前 3 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第 14 条 (基準日)

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するためその他必要があるときは、取締役会の決議により、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者とするすることができる。この場合には、その基準日を 2 週間前に公告するものとする。

第 15 条 (株主の住所等の届出)

当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

第16条 (招集の時期)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

第17条 (招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
- 3 株主総会の招集は、会日より1週間前までに、各株主に対してその旨の通知を発することにより行う。

第18条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第19条 (議決権の代理行使)

株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

第20条 (株主総会議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

第21条 (取締役会、監査役の設定)

当社は、取締役会を設置する。

- 2 当社は監査役を設置する。監査役の監査の範囲は会計監査に関するものに限定するものとする。

第 22 条 (取締役及び監査役の員数)

当社の取締役は3名以上5名以内、監査役は2名以内とする。

第 23 条 (取締役及び監査役の選任)

当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第 24 条 (取締役及び監査役の任期)

取締役及び監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

3 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

第 25 条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は取締役の中から代表取締役1名を選定する。

2 代表取締役は社長とする。

3 取締役会は、必要に応じて取締役会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

4 取締役会は、前項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

第 26 条 (業務の執行)

当社の業務は社長がこれを統轄し、専務取締役又は常務取締役は社長を補佐してこれを分掌する。

2 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

第 27 条 (取締役会の招集)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急を要する場合には、さらにその期間を短縮することができる。

3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

第 28 条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 29 条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第 30 条 (報酬等)

取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

第 31 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

第 32 条 (剰余金の配当)

剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

第 33 条 (配当の除斥期間)

剰余金の配当が、支払いの提供をした日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

この定款は原本と相違ありません

大阪市阿倍野区昭和町1丁目3番9号

馬木工業株式会社

代表取締役 馬 本 秀



第三七九四一号

給装盟事主任技術者免状

本籍 大阪府

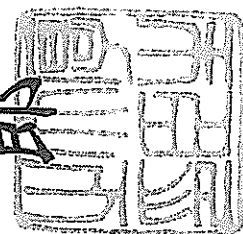
氏名 馬木 秀

昭和二十四年二月二十二日生

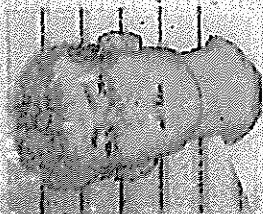
水道法(昭和二十一年法律第百七十五号)の
規定により給装盟事主任
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



給水装置工事主任技術者証

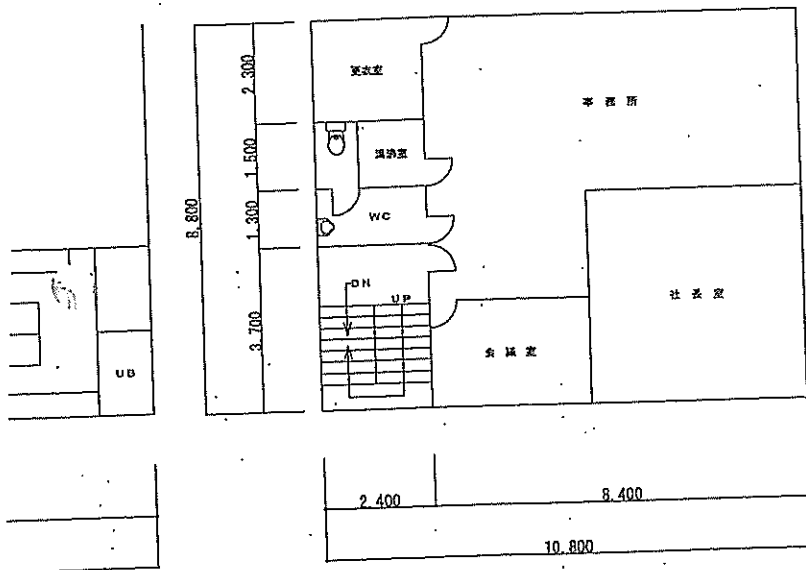


免状番号 第203059号
交付年月日 平成14年 2月27日
本籍 奈良県
フリガナ ヨシオカ マサヒト
氏名 吉岡 雅仁
生年月日 昭和48年 1月20日

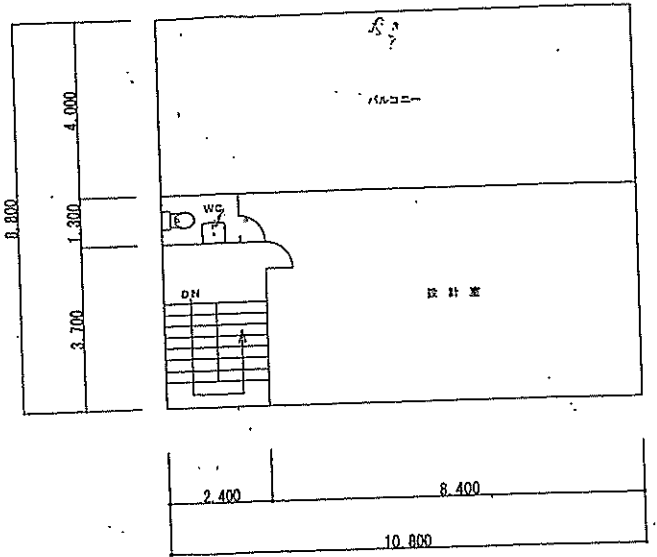


財団法人 給水工事技術振興財団理事長

營業所 平面圖



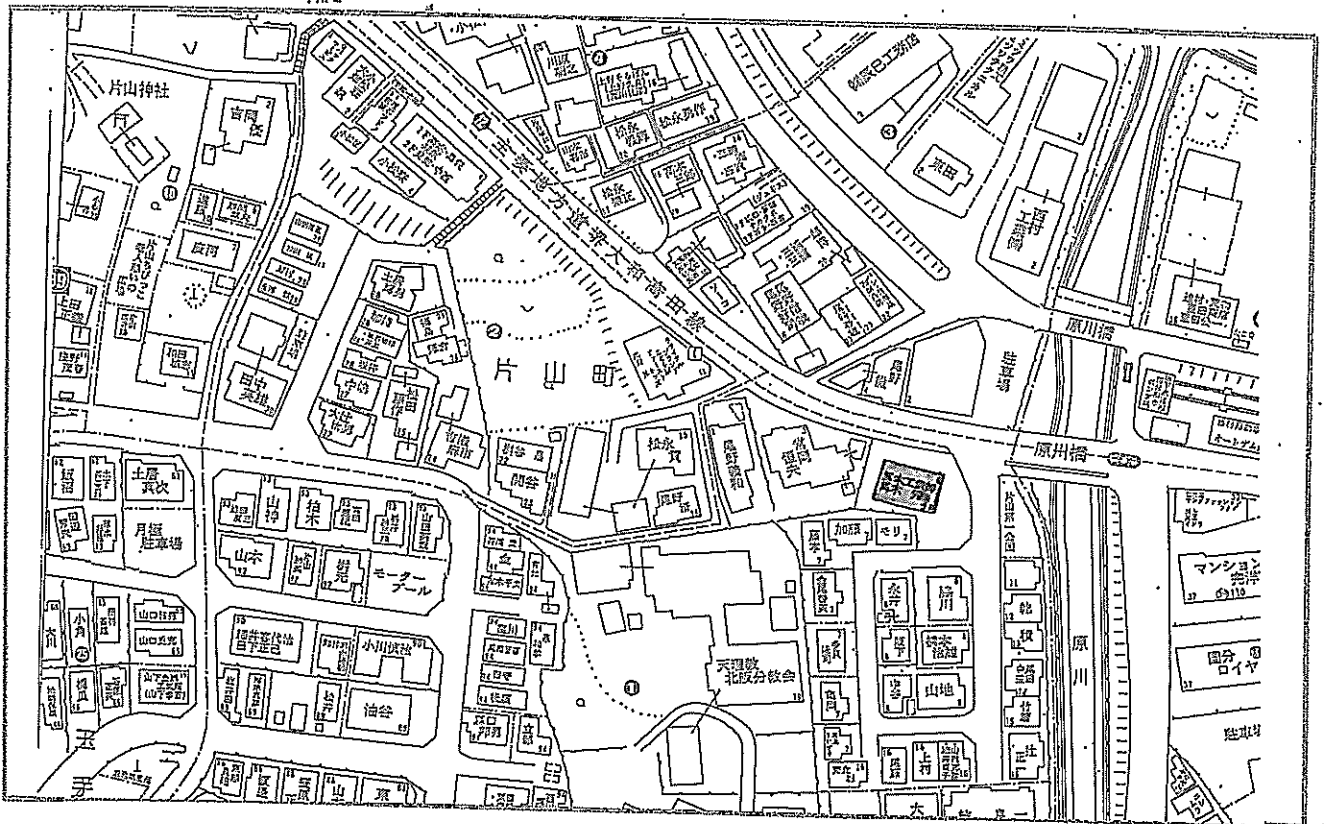
2 F 平面圖



3 F 平面圖

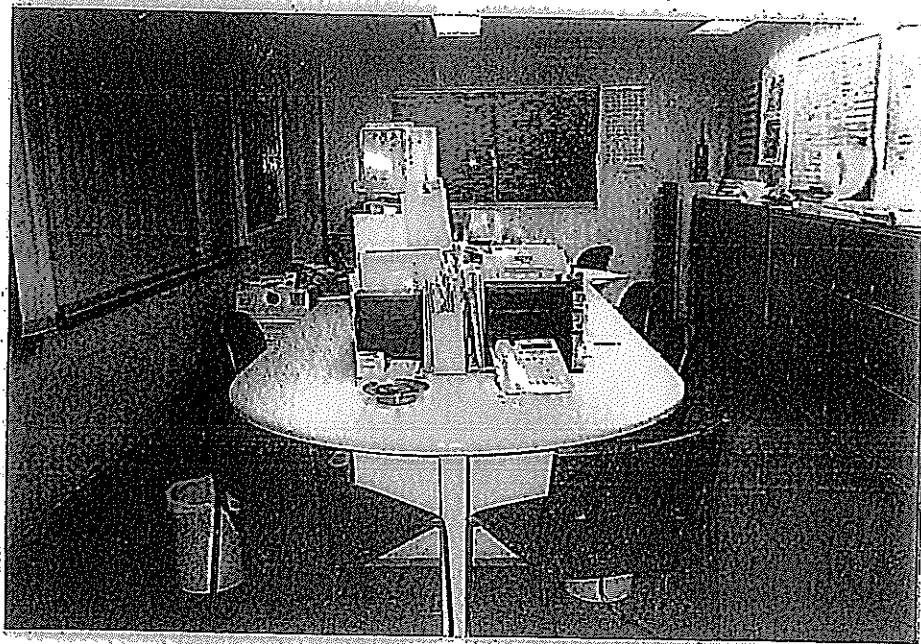
営業所の外観(事務所・事業所)の写真、地図、見取図

営業所(外観)の写真



営業所内(事務所・事業所)の写真

営業所の写真



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 29年 9月 1日

申請者 氏名又は名称 馬木工業株式会社

住所 大阪市阿倍野区昭和町1丁目3番9号

代表者氏名 馬木 秀

電話番号 06-6622-5620

FAX番号 072-977-8143

メールアドレス h.umaki-kogyo@triton.con.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 29 年 9 月 1 日

届出者 馬木工業株式会社
大阪市阿倍野区昭和町1丁目3番9号
代表取締役 馬木 秀



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	馬木工業株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
馬木 秀	第 37941号	
吉岡 雅仁	第 203059号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第三七九四一号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

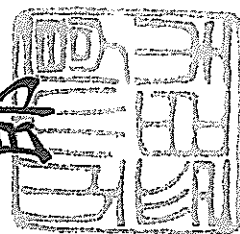
氏名 馬 木 秀

昭和三十四年二月二十二日生

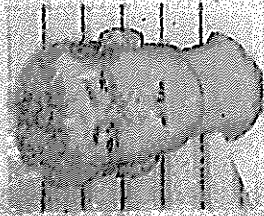
水道法(昭和二十一年法律第百七十五号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第203059号
交付年月日 平成14年 2月27日
本籍 奈良県
フリガナ ヨシオカ マサヒト
氏名 古岡 雅仁
生年月日 昭和48年 1月20日



財団法人 給水工事技術振興財団理事長